

令和3年10月21日

宮城県地方税滞納整理機構 徴収第二グループ 御中

通 知 書

B氏 代理人

弁護士 佐 藤 靖 祥
仙台市青葉区一番町一丁目17番24号
高裁前ビル3階 〒980-0811
さとう法律事務所
TEL 022-722-6435 FAX 022-722-6436

本職は、下記の代理人とし本書を呈上します。

記

B氏（びいし：昭和 年 月 日生）

B氏は、貴機構より、滞納税金の督促を受けている件の対応を、当職に依頼しました。

B氏の生活状況を見ると、妻と、未成年の4人の子どもと同居をしております、しかも、妻は、現在妊娠2ヶ月で、子どもは5人に増える予定です。

一方で、B氏の世帯としての収入を見ると、B氏自身は、自営業としての収入が年間200万円弱となっております。令和2年の営業収入は、300万円となっておりますが、収支内訳書「その他の収入」に110万円が加算されているためであり、現実の売上は195万2000円です。なお、この110万円は、新型コロナウイルス関連でいただいた、持続化給付金100万円及び気仙沼市から給付された特別定額給付金です（よって、10万円分はそもそも営業収入として計上していること自体が誤りです）。

この収入の中から、年額18万円の社会保険料を負担しているため、現実の収入としては月15万円弱となります。

一方で、妻の収入を見ると、確かに月20万円弱の収入とはなっておりますが、居酒屋勤務のため、現在は新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、シフト自体がほとんど入らず、月4、5万円の収入にとどまっております。

以上のような状況に加え、上記の通り、妻は今後出産を控えておりますので、妻の収入はほとんど期待できない状況にあります。

したがって、B氏の世帯の収入は、妻が今後出産を控え、収入が見込めないことに鑑みると、B氏の営業収入として月15万円弱だけの収入となることとなります。

これに対し、現在は4人、数ヶ月後には5人の子どもとなりますので、税滞納者の生存権の保護の観点から、最低限の生活費の確保をするという給与債権の差押禁止の趣旨及び範囲をふまえると、およそ滞納処分を行うに適した事案とは言えません（実際、B氏は特定の事業者からの下請をしているものであり、実質的に給料と変わりません）。

したがいまして、B氏の生活状況をふまえ、本件については、滞納処分の停止（地方税法15条の7）を適用すべきものと思料いたします。

つきましては、速やかなる滞納処分の停止をお願いする次第です。

以上、本件に関しては、当職がB氏より一切を受任しておりますので、今後本件に関するご連絡は当職宛にのみいただきたく、本人、親族等に対する請求や、取引先への架電などは、厳にお慎みいただきますようお願いいたします。

以 上